

2017年12月13日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 石田精三
事務職員部長 羽多博彦

2017年度 大阪教組事務職員部要求書

I. 基本要求

1. この間の大阪教組と府教委との経過を踏まえ、事務職員部課題に関わっても健全な労使関係の維持・継続・向上に努めること。
2. 本要求書記載の事項をはじめ、府教委所管事務のうち学校における事務量・質の変化を伴う内容の変更、学校事務職員制度の改変をもたらす事柄など勤務労働条件の変更につながる事項については、事前協議の徹底を図ること。
3. 学校事務処理体制の整備と、学校運営組織における事務職員の役割の明確化、責任と権限を有する職のあり方など、組織・職制、任用、給与、人材育成等が有機的に結びつく総合的な人事制度の構築について、10年度の府労連回答趣旨も踏まえ、学校事務職員制度の確立を図るとともに、これまでの懸案事項である給与改善を早急に行うこと。
4. 17年4月の学校教育法等の一部改正により、事務職員の職務規定の見直しおよび「共同学校事務室」の規定等が整備された。その改正趣旨を踏まえ、以下の要求事項の実現を図ること。

II. 勤務労働条件に係る要求事項

1. 効果的・効率的な学校事務の実現には、事務職員の持つ技能や意欲の維持・向上が不可欠である。しかしながら、現在の事務職員の就労環境では、その向上にむけた環境が十分に整っているとは言い難い状況である。今般の学校教育法の一部改正や中教審「学校における働き方改革特別部会の緊急提言（略 緊急提言）」を重く受け止め、「市町村立小中学校事務職員の職務内容について（通知）」（00.6）及び『「市町村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部改正について（通知）』（04.3）について見直しを図るなどして、事務職員のモチベーションの維持向上に資する就労環境を整えること。

2. 法改正ならびに緊急提言など国の動向を踏まえ、国加配定数の増員など条件整備を講じ、また、学校事務の共同実施を府内全域で展開するなどして、学校事務職員の業務負担の軽減に向けた具体の方策を早急に講じること。
3. 「教職員の評価・育成システム」については、この間の大蔵教組と府教委との経過を踏まえ、学校事務職員に係る個別の事項に関して育成の観点を基本に本来の目的・趣旨に沿ったものとなるようにし、評価結果の給与等への反映を行なわないこと。
4. 学校事務職員の賃金改善に向けて必要な措置を講じること。「行政職給料表の2級・3級・4級の最高号給の延長」を行うなど、とりわけ最高号給に達している職員が多くいる状況を早急に改善すること。
5. 再任用職員の給料について、雇用と年金の確実な接続や「職務給の原則」の趣旨を踏まえ、現職時からの職階の引き下げにより、大幅な減額となっている実態を改善すること。また、支給対象外となっている、住居・扶養手当が支給されるよう改善を図ること。
6. 時間外勤務手当については、学校現場における実態を踏まえ、勤務の実績に基づいた手当の支給を行うこと。
7. 標準定数法に基づく事務職員定数（就学援助定数を含む）を完全確保し、本務者の欠員の早急な補充などにより、過度な負担となっている状況を早急に解消するよう、業務負担軽減を図ること。
8. 新規採用の学校事務職員についても、本人や家族に特別な事情を有する人等が想定されることから、通勤時間等で負担にならないよう、充分配慮すること
9. 障害者雇用促進法の趣旨や同法にもとづく「合理的配慮指針」、「障害者差別禁止指針」を踏まえ、任命権者として合理的配慮を行うこと。また、しうがいのある事務職員が採用後も安心して働き続けられるように、継続的なヒアリングをするなどして、府教育委員会が服務監督権者である地教委とともに、合理的配慮を行うなど条件整備を図ること。
10. 学校事務職員が課業期間、休業期間の如何に関わらず、中・長期の病気休暇・介護休暇等を必要な時に安心して取得できるよう、代替職員の確保など、必要な措置を講じること。
11. 学校事務職員が各校1名ないし2名という状況を鑑み、中・長期の病気休暇、介護休暇の取得や復帰にあたって、代替職員との引継ぎ日を設けるなど、円滑な業務の引継ぎが行えるよう措置すること。
12. 育児短時間勤務制度は、職員が育児と仕事の両立を可能とする制度である。また、高齢者部分休業制度は、高年齢者の雇用保障の観点から重要な制度である。学校事務職

員が安心して制度を利用できるよう、年度当初などの繁忙期を考慮した代替職員の確保など、必要な措置を講じること。

13. S S Cについては、学校事務の再構築の考え方を基本にしてその機能が一層向上し、義務制学校の活性化と教育の充実につながるものとなることが重要である。システムの改修を行う場合にあっては、事前に現場の意見を踏まえ、業務の正確性を確保しつつ、効果的・効率的な学校事務の実現に向けた操作機能の向上や事務職員の業務負担軽減に努めること。
14. 給与・手当・旅費等の安全・正確な支給のため給与支給日と学校行事を重ねないよう配慮を徹底するなど、教職員の負担軽減に努めること。
15. 適正かつ円滑な事務執行のため、制度改正や事務の変更の際はその都度事務職員に対する説明会や研修を行うとともに地教委・校長に対しても周知徹底するなど、丁寧な対応を行うとともに、実務に混乱が生じないよう、速やかに各種手引類の改正・充実を図るなど、業務負担軽減に努めること。
16. 給与口座振込制度にかかわり、制度の利便性の向上を図り、金融機関・支店の統廃合の際には電算システムで自動読み替えを行うなど、事務職員の負担軽減の方策を講じること。
17. 個人情報については、適正に取り扱うことの重要性からその管理・運用について職員への周知徹底を図ると共に、特にマイナンバー制度に関わる個人情報の取扱い等につき、事務量が増加しないよう努めるなど、業務負担軽減に努めること。
18. 文部科学省の学校施設整備指針においては、「事務室は、校長室、職員室、外来者用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画することが重要である。」の旨記載されている。これに加えて個人情報保護の観点からも事務室の設置および執務環境の整備について支援を行うなど、学校事務職員のハード面での労働環境改善に向けたとりくみを講じること。
19. 学校事務職員の労働安全衛生、特にVDT労働について、府教委として市町村における体制整備についての支援を行うなど、学校事務職員のソフト面での労働環境改善に向けたとりくみを講じること。
20. 臨時主事・非常勤職員の待遇などの労働条件は、常勤職員と共通・密接に関連する。現在、学校現場では多くの臨時主事が配置され、常勤職員と同様、複雑多岐な業務を行っている。こうした状況を踏まえ、臨時主事の給与について最高号給の引上げを図ること。

2017年12月13日

大阪府教育委員会

教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合

中央執行委員長 石田 精三

事務職員部長 羽多 博彦

2017年度 大阪教組事務職員部要望書

1. 義務教育費国庫負担制度の意義を踏まえ、学校事務職員を同制度から適用除外されることなく制度を堅持・継続し、地方自治体に財政負担を転嫁しないよう国の責務として負担率を全額国負担とすることをめざしつつ、当面、教職員給与に係る国庫負担率を2分の1に復元するよう国に強く求めること。
2. 学校教育法施行規則の改正により小・中学校に事務長を置くことができることから学校経営機能の向上のため、学校事務の共同実施組織等への責任と権限を有する職の設置に向けて、大阪教組と協議を行い、関係機関に働きかけること。
3. 学校教育法の改正により学校事務職員の職務規定が見直され、地教行法の改正により共同学校事務室を置くことができることとなった。これらの改正を機に、改正の趣旨を踏まえ、確かな将来展望を持てるよう大阪府における学校事務職員制度の確立及び総合的人事制度の構築に向け、大阪教組と協議をおこなうこと。
4. 小中学校事務職員の大量退職の状況下、長期的展望に立った学校事務職員採用計画を策定し、新規採用を継続すること。その際には過欠員状況の改善に努めること。
5. 学校事務職員の任用制度について、年齢構成、学校事務の組織化等を踏まえ、抜本的な改善を図ること。特に、総括主幹（仮称）の設置、主幹・主査枠の拡大を図ること。
6. 副主査任用のための研修・資格については学校事務職員の資質向上につながるよう改善を図ること。また、研修については、受講希望者がもれなく受講できるようにすること。また、突発的に出席できなくなった研修に関しては、後日定員に空きのある研修があれば参加できるようにすること。
7. 府費負担事務職員にかかる任用制度の改正については、人事権が移譲されている豊能地区においても府内の実施日に遅れることなく制度改正が行えるよう配慮すること。
8. 年金開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の接続の観点からも学校事務職員の再任用の実施・運用にあたっては、府労連・大阪教組との合意内容を踏まえ必要な協議を行うこと。
9. 学校の自主性・自律性を高め、説明責任、保護者・地域の多様な要請に応える学校経営機能を強化するため、事務職員定数の改善に向け、関係機関へ強力に働きかけを行

うこと。

10. 学校事務職員の配置について、地域内における学校事務の水準の維持・向上のため、各市町村の実情と必要性に応じた弾力的運用を地教委に周知すること。
11. 教育課題を有する学校への事務職員の加配を引き続き行うとともに、夜間学級には単独校に準じた学校事務職員の配置を行うこと。
12. 学校事務に関する研修制度・内容の拡充のため、府における学校事務指導主事（仮称）の創設・主幹の活用等、研修の企画・立案・実施を学校事務職員が担当する体制の整備を図ること。
13. 学校事務職員の人材育成、職業能力の育成・向上のため、新規採用事務職員研修について、この間の検証を行い、より一層の充実を図ること。経験年数に応じた研修及び各職務段階における研修については、体系的研修制度確立の観点から、時期に合わせた研修設定と研修内容の一層の充実を図ること。また、研修を企画・立案する場合、主管課においては、旅費予算を確保した上、実施すること。
14. 地教委主催の研修の促進・充実、豊能地区や中核市の研修制度整備・確立に向け、所要の支援・協力をすること。
15. 旅費条例については、現場の実態に即した執行を行うために、柔軟な運用を行うこと。また、その運用について大阪教組と協議すること。
16. 旅費は教育費であり効果的な教育活動、学校運営の実施に必要な予算である。しかし、数年に及ぶ旅費予算の削減は、学校現場において旅費予算計画の段階から支障をきたしていることから、必要な旅費予算を確保し、配当基準・配当方法の抜本的な見直しを行うこと。
17. 市町村による地域旅費調整制度の推進に向け、府教委、地教委、学校（校長、事務職員、その他職員）の役割を明確にし、具体の方策を図ること。また、地域旅費調整制度において、現在、配当予算不足から調整ができない制度となっている。これら諸課題について、速やかに協議を行うこと。
18. 旅費の制度改革、計算方法の変更、配当基準統一の際の協議経過を尊重し、旅費事務（旅費電算システムを含む）の一層の改善を図ること。
19. 福利厚生事務について、「福利厚生事務の手引」の適宜改訂（部分改訂を含む）など、簡素化のための改善を図ること。また、制度改正時においては、関係各課と連携を図り、説明会を開催するなど周知徹底を図ること。
20. 総務サービス事業に係る費用負担については、全額府で負担すること。引き続き消耗品の提供を行うこと。SSC 端末機種の入替や小中一貫等による設置に伴う費用負担を行うこと。